

7 林整研第 185 号

令和 7 年 9 月 11 日

都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部研究指導課長

森林における狩猟関連事故の防止について(協力依頼)

今後、各地で狩猟期間が始まることを踏まえ、森林内での猟銃等による事故を防止するため、下記の取組について、関係部局や市町村、林業関係団体、狩猟者団体等と連携して実施していただくよう、ご協力をお願いします。

記

- 1 鳥獣行政担当部局等が行う安全指導への協力について
鳥獣行政担当部局等が、狩猟者や狩猟者団体に対して、森林内での猟銃等による事故防止の指導を実施する際の協力。
- 2 森林・林業関係者等への安全確保に関する周知について
 - (1) 狩猟期間の周知。
 - (2) 作業等で入山する際は、作業現場や林道の入口等に、作業中である事を示す「のぼり」や作業箇所・期間等を明示した看板設置等の励行。
 - (3) 林内での作業やレクリエーション目的等で入山する際には、オレンジや黄色等の目立つ色の服装^{*}やヘルメットの着用を促すとともに、獣類と間違われる恐れのある色彩（例えば白色や茶色系）の服装を極力控える等の周知。

※ 目立つ色の服装について

目立つ色の服装とは、周囲の色彩環境とは明らかに異なることにより、早期に着用者の存在を第三者に示すことができるものが望ましく、一定割合以上の蛍光生地と反射材が使用されている高視認性タイプの作業服やベスト等の着用が効果的である。

具体的に JIST8127 (EN ISO20471) に規格されている高視認性安全服及び JSAA 2001 に規格されている一般利用者向け高視認性安全服が参考になる。

担当：保護企画班

安藤、鶴見 03-3502-1063 (直通)